

## 佐野市生活路線バス運行事業共通仕様書

本仕様書は、佐野市生活路線バス運行事業の運行事業者（以下「事業者」という。）が事業を実施するために必要な事項を定める。

### 1 事業概要

佐野市（以下「市」という。）と事業者で、この仕様書に基づく協定を締結し、事業者は佐野市生活路線バスの運行を行うものとする。

(1) 事業名称 佐野市生活路線バス運行事業

(2) 事業期間 協定の締結の日から令和7年3月31日

本協定に基づく運行開始予定日は、令和2年4月1日とする。特別な事情がない限り、本協定を解約できないものとする。ただし、運行事業者が、運行上危険とされる場合及び不誠実な対応があった場合はこの限りではない。

(3) 事業の場所 別紙佐野市生活路線バス運行事業特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）①、②のとおりとする。

### 2 運行概要

別紙特記仕様書①、②に基づき、市と事業者で協議のうえ、最終的な運行計画を作成し、佐野市地域公共交通協議会に諮り決定する。

### 3 運行車両

(1) 運行車両は、事業者が使用権原を有する事業用の車両を本事業に供するものとして用意し、維持管理を行うものとする。

(2) 田沼葛生線及び足利線は市から貸与を受けた車両（以下「市有車」という。）により運行すること。貸与は無償とし、必要な手続きは事業者が行う。使用する市有車は特記仕様書①で定める。

(3) 市有車を使用する場合の必要となる費用は運行経費に含める。

(4) 運行車両の構造及び設備については、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日国土交通省令第111号）に準ずるものとし、車両により対応が困難なものについては、事業者が関係機関と調整のうえ、必要な手続きを行うものとする。

(5) 車検及び故障、事故等により運行車両が使用できない場合の予備車両は、運行に支障のないよう事業者が準備するものとする。

(6) 運行車両及び予備車両には、佐野市生活路線バスであること、路線名、行き先等が分かるよう表記をするものとする。表記の内容については、案を作

成し、市と協議のうえ、決定すること。

- (7) 事業者起因する事故等に係る車両の修繕費については、事業者の負担において修繕すること。
- (8) 事業者は、運行開始日の前日までに運行車両を準備し、市の確認を受けること。
- (9) 運行車両の台数、乗車定員は、別紙特記仕様書①、②に定める。
- (10) 運行車両を更新しようとする場合は、前年度7月末までに仕様や費用等について、市と協議し、承認を得たうえで決定すること。
- (11) 車両の故障を未然に防ぐための修繕を行う場合は、前年度7月末までに修繕内容や費用等について、市と協議し、承認を得たうえで決定すること。
- (12) 運行車両及び予備車両は必要に応じてブロック内の路線間においての車両の流用を認めるものとする。また、複数ブロックを運行する場合は、ブロックを超えての流用を認めるものとする。
- (13) 運行車両及び予備車両は、定期的に洗車及び車内清掃を行うこと。
- (14) 運行車両及び予備車両の保管場所は、事業者が確保すること。
- (15) 運行車両及び予備車両には、お知らせや広告を掲示するスペースを確保すること。
- (16) 運行車両及び予備車両には、前方と車内に対応したドライブレコーダーを設置し、その旨を表示すること。

#### 4 運転者に関する業務

- (1) 運転者は、法定免許取得者とし、事業者の社員とする。
- (2) 運転者選任については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）に規定する者を運転者とする。
- (3) 運転者は、運賃の徴取、回数券及び乗継券等の販売、定期券の受付及び引き渡しを行うこと。
- (4) 運転者は、遅延が発生した場合、希望者に遅延証明書を発行する。遅延証明書の様式や発行方法は事業者任意の様式とする。
- (5) 運転者は、停留所ごとの乗降者数、運賃の支払い方法を運行記録として記録する。

#### 5 運營業務

- (1) 事業者は、運行経路、時刻等、運行に関する問い合わせについて誠意ある対応を行うこと。
- (2) 事業者は、苦情等に対して記録簿を作成し、市に報告するとともに、改善に努めること。

- (3)事業者は、市が行う事業に協力すること。
- (4)事業者は、回数券及び定期券等の販売を行うこと。
- (5)事業者は、領収書や遅延証明、運賃証明、距離証明等の発行を行うこと。
- (6)事業者は、利用登録申請を受け付けること。

## 6 デマンド交通予約センターの設置運営

- (1)区域運行を行う路線及び足利線を運行する事業者は、市と協議を行い、デマンド交通予約センター（以下「予約センター」という。）を設けること。  
また、複数の事業者で運行する場合は、市及び事業者間で連携して共通の予約センターを設け、運営すること。経費負担は事業者間で協議のうえ決定し、運行経費に含めること。
- (2)予約センターで定期券等の発行を行うこと。

## 7 利用登録者管理業務

- (1)予約センターは、利用希望者からの利用登録申請を受け付け、登録が完了したときは、申請者に登録完了を通知する。

利用登録が必要な路線	秋山線、仙波会沢線、野上線、飛駒線、足利線、赤見線、フルーツ吾妻線
------------	-----------------------------------

- (2)利用登録者の情報管理を行う。

## 8 オペレーション業務

- (1)予約センターは、以下の路線の利用予約の受付、配車手配などのオペレーション業務を実施すること。

利用予約が必要な路線	秋山線、仙波会沢線、野上線、飛駒線、足利線、赤見線、フルーツ吾妻線
------------	-----------------------------------

- (2)予約センターには、オペレーション業務を実施するに際して、専用の回線を設けること。
- (3)予約センターには、配車システムを導入するものとする。機種は任意のものとする。
- (4)予約センターでは、利用登録者からの利用予約を受け付け、予約状況が確定した後に、速やかに運行経路を選定の上、配車を行うなど、円滑な運行を実施するものとする。
- (5)予約センターは、予め予約締め切り時刻を定め、利用者に周知すること。
- (6)予約センターの受付時間は月曜から土曜までとし、日曜日は業務を行わないものとする。
- (7)予約センターの受付時間は7：00から17：00までとする。

(8) 予約センターの業務は3名程度で行うこと。

## 9 停留所標識の設置及び管理

(1) 運行に使用する停留所標識は、市が購入し、事業者に貸与するものとし、事業者が道路占用許可等、必要な手続きを行うものとする。

(2) 停留所標識の保全（転倒の確認等）、維持管理等（迂回等の周知、停留所標識の時刻表及び路線図の変更等）は事業者の責任により適正に行うものとする。

(3) 停留所標識の新設及び移設、名称変更等については市と事業者で協議したうえで、佐野市地域公共交通協議会において決定する。

## 10 運賃

運賃に関することは市と事業者で協議のうえ、佐野市地域公共交通協議会に諮り決定する。乗継券及び回数券、定期券等については、事業者が作成及び保管、販売する。また、市が発行する（仮称）佐野市生活路線バス高齢者運賃助成券及び学生回数乗車券を取り扱うこと。

## 11 運行実績の報告

### (1) 運賃収入の報告

事業者は、毎日の運賃等収入額を月ごとにまとめて、翌月10日までに市に報告するものとする。報告内容は別に定める。

### (2) 利用状況の報告

事業者は、便や停留所ごとの乗降者数を毎日記録し、日報及び月報として、翌月10日までに市に報告する。報告内容は別に定める。

## 12 事故責任及び報告

(1) 事業者は、事故等に関する本事業遂行上の一切の責任を負い、一般乗合旅客自動車運送事業標準約款又は国の認可を受けた約款の定めに基づきこれを賠償する。

(2) 事業者は、事故等が発生した場合には、その内容・対応方法等を市に速やかに連絡し、行った処理内容等を処理後速やかに書面により市へ報告する。

## 13 運行計画の変更

(1) 天災地変、天候（凍結を含む）、運行経路上の行事等やむを得ない事由により、本事業の運行計画及びその他の運行条件を変更する必要がある場合は、市と事業者で協議のうえ決定するものとする。

- (2)天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止をする場合は、速やかに市へ報告すること。
- (3)運行経路の変更等、本事業の運行計画及びその他の運行条件を変更する場合は、市と事業者で協議のうえ、佐野市地域公共交通協議会で決定する。ただし、工事や催事等による迂回等はこの限りではない。
- (4)運行計画の変更にあたり、利用者への周知を行うこと。

#### 14 事業完了報告書の作成

事業者は事業終了後、速やかに別に定める様式に記載のうえ、前年度の利用実績・運賃収入の実績・運行経費等の収支状況等からなる業務完了報告書を作成し、市に提出するものとする。市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

#### 15 車内・車外広告に関する業務

事業者は、市と協議のうえ、車内及び車外広告を募集し、広告収入を得ることができる。広告掲載料は事業者独自に設定できるものとする。広告収入は2分の1を事業者の収入とし、2分の1を、補助金額を算出する際のその他収入に含めること。ただし、以下に該当する業種又は事業者に係る広告は、掲載しないこと。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2)消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (3)法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの

また、以下に該当する内容の広告は、掲載しないこと。

- (1)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4)政治性のあるもの
- (5)布教の推進を目的にするもの又はそのおそれのあるもの
- (6)個人の氏名を宣伝するもの
- (7)社会問題について主義主張するもの
- (8)公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9)非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (10)性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの

- (11) 犯罪を著しく誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの又はそのおそれのあるもの
- (13) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (14) 美観風致を害するおそれのあるもの

#### 16 国補助金の申請手続き等

事業者は地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金等の国補助金の交付を受けるための、申請書作成や資料作成、資料説明、交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行うこと。

#### 17 (仮称)佐野市生活路線バス高齢者運賃助成券及び学生回数乗車券の請求

(仮称)佐野市生活路線バス高齢者運賃助成券及び学生回数乗車券の使用枚数に応じ、市の担当課に運賃相当分の請求を行うこと。

#### 18 運行事業終了時の取扱い

事業期間終了や協定の解約に伴い、事業者の変更があったときは、次の運行事業者がスムーズに事業開始できるよう、市の立ち合いによる引継ぎを行うこと。市から車両の貸与を受けた事業者は、引継ぎの際に判明した車両の故障箇所等については、修繕を行ってから返却すること。事業実施により取得した個人情報等は次の運行事業者に引き継いだ後、破棄すること。

#### 19 その他

- (1) 事業者は選定されたのち、佐野市地域公共交通協議会の委員として参加すること。
- (2) 利用者に配布する運行路線の時刻表及び路線図等は、市と事業者で協議のうえ、市が作成する。
- (3) 運行ダイヤ等の作成は関係者間で調整のうえ、事業者が作成すること。
- (4) 事業者は、市が行う利用実態等の調査の実施に協力すること。
- (5) 利用者が円滑な利用ができるよう、運行事業者間で連携をとること。
- (6) 遺失物の取り扱いについては、事業者が責任をもって行うこと。
- (7) ドライブレコーダーのデータ等、個人情報の取り扱いには注意すること。
- (8) 運行に関する打合せを行う場合は必ず参加すること。
- (9) 事業者は佐野市地域公共交通協議会での協議を必要とする案件についての資料作成及び資料説明等を行うこと。
- (10) 鉄道、路線バス、タクシー等の交通事業者と連携を図ること。

(11) 東武鉄道が実施する「東武フリーパス」を取り扱うこと。東武鉄道との契約及び国への申請等、必要な手続きを行うこと。